

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定によつて、特別会計及び出資法人の消費税及び地方消費税申告に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、別冊のとおり公表する。

平成二十二年三月十八日

同	同	同	広島県監査委員
加賀美	高橋	下原	富永
和正	義則	康充	健三